



発行 新潟県

第 12 号

令和5年2月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 149 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 150 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 151 保安林の指定解除予定（治山課）
- 152 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 153 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 154 公共測量の実施通知（監理課）
- 155 公共測量の実施通知（監理課）
- 156 道路の区域変更（道路管理課）
- 157 道路の供用開始（道路管理課）
- 158 道路の区域変更（道路管理課）
- 159 道路の供用開始（道路管理課）
- 160 道路の区域変更（道路管理課）
- 161 道路の供用開始（道路管理課）
- 162 道路の区域変更（道路管理課）
- 163 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

特定施設の新設（地域産業振興課）

病院局管理規程

- 1 新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規定（病院局総務課）

告 示

◎新潟県告示第149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
ウエルシア薬局長岡古正寺店	長岡市古正寺3-110	精神通院医療	令和5年2月24日

◎新潟県告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年2月14日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
ウエルシア薬局長岡古正寺店	長岡市古正寺3-110	精神通院医療	令和5年2月23日

◎新潟県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年2月14日

新潟県長岡地域振興局長

- 解除予定保安林の所在場所
新潟県柏崎市高柳町岡野町字笹ラ田4226の1・4229の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県長岡地域振興局及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、五泉市の一部を受益地域とする県営若宮地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花角 英世

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和5年2月15日から令和5年3月15日まで
- 縦覧に供する場所
五泉市役所及び五泉市村松支所
- その他
 - 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第153号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
燕市	燕市の地籍図及び地籍簿 吉田上町、吉田新田町及び吉田新町の各一部
南魚沼市	南魚沼市の地籍図及び地籍簿 市野江の一部
聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 網代浜の一部
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 上中山の一部
新発田市	新発田市の地籍図及び地籍簿 上中山の一部
見附市	見附市の地籍図及び地籍簿 山吉町及び傍所町の各一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部

2 認証年月日

令和5年2月3日

◎新潟県告示第154号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和4年10月13日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域 馬取川流域および阿賀野川

◎新潟県告示第155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（農地環境整備事業 荒金堂島新田地区 地区境界測量）
- 2 作業期間 令和4年8月4日から令和5年3月9日まで
- 3 作業地域 新潟県南魚沼市荒金ほか地内

◎新潟県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市吹谷字崩2029番から 同市吹谷字崩2113番3まで	新	16.4～85.0メートル	183.2メートル
	旧	9.8～85.0メートル	183.2メートル

◎新潟県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
長岡市吹谷字崩2029番から同市吹谷字崩2113番3まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月14日

◎新潟県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 町屋越後堀之内停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市堀之内字栃原1735番1から 同市堀之内字出穂沢1373番1まで	新	8.2～20.4メートル	410.8メートル
	旧	3.5～20.4メートル	429.2メートル

◎新潟県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 町屋越後堀之内停車場線
- 2 供用開始の区間
魚沼市堀之内字栃原1735番1から同市堀之内字出穂沢1373番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月14日

◎新潟県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 親柄大白川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番378から	新	4.0～33.0メートル	328.0メートル
同市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番374まで	旧	4.0～23.5メートル	342.4メートル

◎新潟県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 親柄大白川停車場線
- 2 供用開始の区間

魚沼市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番378から同市大白川字大会先舟置場市ノ沢フキノ沢川原畑会津道端886番374まで

- 3 供用開始の期日 令和5年2月14日

◎新潟県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青海水崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字須沢字中脇2583番から 同市大字須沢字中脇1431番まで	新	7.3～11.0メートル	295.0メートル
糸魚川市大字須沢字中脇1431番から 同市大字須沢字中脇1431番まで	旧	7.3～7.4メートル	35.0メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市石名165番2から 同市石名634番1まで	新	(A)6.8~10.8メートル	182.9メートル
		(B)8.0~17.1メートル	185.4メートル
	旧	6.8~10.8メートル	182.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

公 告

特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。）の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。）は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

令和5年2月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 ・ アークランズ株式会社
 - ・ほか2者
 - (2) 住 所 ・ 三条市上須頃445番地
 - ・ほか2者
 - (3) 代表者の氏名 ・ 代表取締役 坂本 晴彦
 - ・ほか2者
- 2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (1) 名 称 ・ アークランズ株式会社
 - ・ほか6者
 - (2) 住 所 ・ 三条市上須頃445番地
 - ・ほか6者
 - (3) 代表者の氏名 ・ 代表取締役 坂本 晴彦
 - ・ほか6者
- 3 特定施設の名称
アークガレリア長岡
- 4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積
 - (1) 所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番2外106筆
 - (2) 敷地の面積 51,391㎡
- 5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、

- 増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
- (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日
令和5年9月(予定)
 - (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
令和5年9月(予定)
- 6 特定施設の新設をする日
令和6年6月(予定)
- 7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
- (1) 特定施設の床面積の合計
28,386平方メートル
 - (2) 特定施設の店舗面積の合計
24,187平方メートル
- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域
- (1) 特定施設の集客予定数
1日当たり約12,500人
 - (2) 特定施設の集客を予定している区域
長岡市、小千谷市及び三島郡出雲崎町の区域
- 9 届出年月日
令和5年1月19日
- 10 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課、新潟市経済部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業観光課、小千谷市商工振興課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市地域経済課、燕市産業振興部商工振興課、魚沼市経済産業部商工課、弥彦村観光商工課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)
- 11 縦覧期間
令和5年2月14日から令和5年5月14日まで
- 12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先
産業労働部地域産業振興課小規模企業支援係
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月14日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則（令和3年2月19日病管規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

学則の新旧対照表

新	旧
新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則	新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則
令和3年2月19日 新潟県病院局管理規程第1号 令和5年4月1日 <u>新潟県病院局管理規程第1号</u>	令和3年2月19日 新潟県病院局管理規程第1号
目次	目次
第1章 <u>総則（第1条—第2条）</u>	第1章 <u>総則（第1条—第3条）</u>
第2章 <u>課程、定員及び修業年限（第3条—第5条）</u>	第2章 <u>学年、学期及び休業日（第4条—第6条）</u>
第3章 <u>学年、学期及び休業日（第6条—第8条）</u>	第3章 <u>教育課程、実習施設及び卒業（第7条—第12条）</u>
第4章 <u>教育課程及び履修方法等（第9条—第12条）</u>	第4章 <u>入学、休学及び退学（第13条—第23条）</u>
第5章 <u>入学、転入学、退学、転学、休学、復学及び除籍（第13条—第22条）</u>	第5章 <u>教職員（第24条）</u>
第6章 <u>卒業等（第23条—第24条）</u>	第6章 <u>会議（第25条）</u>
第7章 <u>授業料の納入（第25条）</u>	第7章 <u>健康管理（第26条）</u>
第8章 <u>職員組織（第26条）</u>	第8章 <u>賞罰（第27条）</u>
第9章 <u>会議（第27条）</u>	第9章 <u>雑則（第28条—第29条）</u>
第10章 <u>健康管理（第28条）</u>	
第11章 <u>図書管理（第29条）</u>	
第12章 <u>賞罰（第30条）</u>	
第13章 <u>雑則（第31—第32条）</u>	
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条 新潟県立吉田病院附属看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師になろうとする <u>准看護師を</u> 対象とし、学習者自らの能力を最大限に発揮し、質の高い看護を提供できる専門職業人を育成することを目的とする。	第1条 新潟県立吉田病院附属看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師になろうとする <u>准看護師に必要な学科、技術等の専門教育を行うことを目的とする。</u>
(名称)	
第1条の2 <u>学校の名称は、新潟県立吉田病院附属看護専門学校という。</u>	

<p>(位置) 第1条の3 学校を新潟県燕市吉田大保町32番60号に置く。</p> <p>(自己点検・自己評価) 第2条 学校は、その教育の水準の向上を図り、学校の目的を達成するため、教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>第2章 課程、定員及び修業年限</p> <p>(課程及び学科) 第3条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。 専門課程 看護科 2年課程</p> <p>(定員) 第4条 学校に在学する者(以下「学生」という。)の定員は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(修業年限及び在学年限) 第5条 学生の修業年限は、2年とする。 2 (略)</p> <p>第3章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年) 第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(学期) 第7条 学年を次の2期に分ける。 (1)・(2) (略)</p> <p>(休業日) 第8条 休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 季節休業 <u>1年を通じ9週間とする。</u></p> <p>2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>第4章 教育課程及び履修方法等</p> <p>(教育課程及び授業単位数) 第9条 教育課程及び授業単位数は、別表のとおりとす</p>	<p>(位置) 第1条の2 学校を新潟県燕市吉田大保町32番60号に置く。</p> <p>(課程及び学科) 第2条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。 専門課程 看護科 2年課程</p> <p>(定員) 第2条の2 学校に在学する者(以下「学生」という。)の定員は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(修業年限及び在学年限) 第3条 学生の修業年限は、2年とする。 2 (略)</p> <p>第2章 学年、学期及び休業日</p> <p>(学年) 第4条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。</p> <p>(学期) 第5条 学年を次の2期に分ける。 (1)・(2) (略)</p> <p>(休業日) 第6条 休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 季節休業 <u>1年を通じ9週間(夏期4週間、冬期2週間、学年末3週間)とする。</u></p> <p>2 学校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。</p> <p>第3章 教育課程、実習施設及び卒業</p> <p>(教育課程及び授業単位数) 第7条 教育課程及び授業単位数は、別表のとおりとす</p>
--	--

る。

2 (略)

- (1) 講義及び演習 15時間から30時間までの時間数
- (2) 臨地実習 30時間から45時間までの時間数

(単位の認定)

第10条 校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を習得している者に所定の単位を与える。

2 前項の単位認定に際し必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第11条 学修の評価は、優、良、可及び不可をもって表し以上を合格とする。

(入学前の既習得単位等の認定)

第12条 校長は、学生が学校に入学する前に大学や他の学校養成所等で修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第5章 入学、転入学、退学、転学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

第13条 (略)

(入学資格)

第14条 (略)

(志願の手続)

第15条 入学を志願する者は、指定期日までに所定の書類を校長に提出しなければならない。

る。

2 (略)

- (1) 講義及び演習 15時間から45時間までの時間数
- (2) 実験、校内実習及び実技 30時間から45時間までの時間数
- (3) 臨地実習 45時間

(実習施設)

第8条 実習施設は、新潟県立吉田病院のほか、校長が適当と認めた施設とする。

(単位の認定等)

第9条 校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者に所定の単位を与える。

2 学修の評価は、優、良、可及び不可をもって表し、以上を合格とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第10条 校長は、学生が学校に入学する前に大学や他の学校養成所等で修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(卒業)

第11条 校長は、第7条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者について卒業認定する。

(卒業証書)

第12条 卒業者には、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士と称することを認める。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第13条 (略)

(入学資格)

第14条 (略)

(志願の手続)

第15条 入学を志願する者は、指定期日までに所定の書類を校長に提出しなければならない。

<p>2 前項の規定に関し必要な事項は、<u>校長</u>が別に定める。</p> <p>(入学考査料) 第16条 (略) 2 (略)</p> <p>(入学の許可等) 第17条 <u>校長</u>は、受験生に対し入学考査を行い、選考の上入学を許可する。 2 (略)</p> <p>(入学の手続) 第18条 入学考査試験に合格した者は、<u>校長</u>の指定する期日までに誓約書(別記第3号様式)を<u>校長</u>に提出するとともに、条例第5条の2に規定する入学料を納めなければならない。 2 <u>校長</u>は前項の入学手続きが完了した者に入学を許可する。 3 <u>校長</u>は、前項に規定する期日までに、同項に規定する書類を提出しない者又は同項に規定する入学料を納めない者に対し、入学の許可を取り消すことができる。</p> <p>(転入学) 第19条 <u>校長</u>は、学校へ転入学の申し込みがあつたときは、<u>選考の上病院局長の承認を得て、定員の範囲内でこれを認めることができる。</u> 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、<u>病院局長の承認を得て、校長が決定する。</u></p>	<p>2 前項の規定に関し必要な事項は、<u>学校長</u>が別に定める。</p> <p>(入学考査料) 第16条 (略) 2 (略)</p> <p>(入学の許可等) 第17条 <u>学校長</u>は、受験生に対し入学考査を行い、選考の上入学を許可する。 2 (略)</p> <p>(入学の手続) 第18条 入学を許可される者は、<u>学校長</u>の指定する期日までに誓約書(別記第3号様式)を<u>学校長</u>に提出するとともに、条例第5条の2に規定する入学料を納めなければならない。 2 <u>学校長</u>は、前項に規定する期日までに、同項に規定する書類を提出しない者又は同項に規定する入学料を納めない者に対し、入学の許可を取り消すことができる。</p> <p>(保証人) 第19条 (略)</p> <p>(授業料の徴収) 第20条 (略)</p> <p>(授業料等の減免) 第20条の2 (略)</p> <p>(退学及び転入学) 第21条 <u>学校長</u>は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを退学させることができる。 (1) <u>第3条第2項に規定する在学年限を超えた者</u> (2) <u>次条第2項に規定する休学期間を経過してもなお復学しない者</u> (3) <u>授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者</u> (4) <u>長期間にわたり行方不明の者</u> 2 <u>学生が傷病その他やむを得ない理由により退学又は転学しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。</u> 3 <u>学校長</u>は、学校へ転入学の申し込みがあつたときは、<u>選考の上病院局長の承認を得て、定員の範囲内でこれを認めることができる。</u> 4 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年</p>
---	---

<p><u>(退学、転学)</u></p> <p><u>第20条</u> 学生が傷病その他やむを得ない理由により退学又は本校から転学しようとするときは、<u>校長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(休学及び復学)</u></p> <p><u>第21条</u> 学生が病気その他やむを得ない事情のため3月以上引き続き欠席しようとするときは、<u>校長の許可を受けて休学することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 休学期間内に、その理由がやみ、復学しようとするときは、<u>校長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(除籍)</u></p> <p><u>第22条</u> 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを除籍させることができる。</p> <p>(1) <u>第3条第2項に規定する在学年限を超えた者</u></p> <p>(2) <u>前条第2項に規定する休学期間を経過してもなお復学しない者</u></p> <p>(3) <u>授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者</u></p> <p>(4) <u>長期間にわたり行方不明の者</u></p> <p>第6章 卒業等</p> <p><u>(卒業の要件)</u></p> <p><u>第23条</u> 学校を卒業するためには、第5条に定める修業すべき年数在学し、第9条の別表に定める所定の単位数を修得しなければならない。</p> <p>2 <u>欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えている者については、原則として卒業を認めない。</u></p> <p><u>(卒業の認定)</u></p> <p><u>第24条</u> 前条に定める卒業の要件を満たした者について、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。</p> <p>2 <u>校長は、卒業を認定した者へ卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士と称することを認める。</u></p> <p>第7章 授業料の納入</p> <p><u>(授業料の徴収)</u></p> <p><u>第25条</u> 学生は、新潟県病院事業の設置等に関する条例(以下「条例」という。)第5条の3に規定する授業料を納めなければならない。</p> <p><u>(授業料等の減免)</u></p> <p><u>第25条の2</u> 条例第5条の4に規定する授業料、入学考</p>	<p><u>数については、病院局長の承認を得て、学校長が決定する。</u></p> <p><u>(休学及び復学)</u></p> <p><u>第22条</u> 学生が病気その他やむを得ない事情のため3月以上引き続き欠席しようとするときは、<u>学校長の許可を受けて休学することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 休学期間内に、その理由がやみ、復学しようとするときは、<u>学校長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(欠席)</u></p> <p><u>第23条</u> 授業を欠席しようとする者は、その理由を付けてその日又は翌日中に学校長に届け出なければならない。この場合において、疾病により欠席が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を提出しなければならない。</p>
--	---

査料又は入学料（以下「授業料等」という。）の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- (2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者
- (3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者

2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続に関し必要な事項は、校長が定める。

第8章 職員組織

（職員組織）

第26条 学校に置かれる職員は、次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 副校長、教務主任、専任教員
- (3) 事務長、事務長補佐、庶務係長、事務職員
- (4) 非常勤講師
- (5) 学校医
- (6) その他の職員

第9章 会議

（会議）

第27条 学校で開催される会議は次のとおりとする。

- (1) 運営会議
- (2) 教務会議
- (3) 実習指導者会議
- (4) 卒業認定会議
- (5) 単位修得認定会議
- (6) 入学試験合否判定会議
- (7) その他

2 各会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第10章 健康管理

（健康管理）

第28条 校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持す

第5章 教職員

（職員組織）

第24条 学校に置かれる職員は、次のとおりとする。

- (1) 学校長
- (2) 事務長、事務長補佐、事務職員
- (3) 副校長、教務主任、専任教員
- (4) 講師
- (5) その他の職員

第6章 会議

（会議等）

第25条 学校で開催される会議は次のとおりとする。

- (1) 運営会議 月1回
- (2) 教務会議 月2回以上
- (3) 実習指導者会議 月1回
- (4) 講師会議 年2回以上
- (5) 卒業認定会議 年1回
- (6) 入学試験合否判定会議 年1回
- (7) その他

2 各会議に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

第7章 健康管理

（健康管理）

第26条 学校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持

- るよう努めるとともに、疾病の早期発見のため年1回以上の健康診断を行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、健康管理の実施について必要な事項は、校長が別に定める。

第11章 図書管理

- 第29条** 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するための図書室を置く。
- 2 図書室の利用及び管理の実施について必要な事項は別に定める。

第12章 賞罰

(賞罰)

- 第30条** 校長は、学生として他の模範となり教育上必要があると認めるときは、表彰することがある。
- 2 校長は、この学則若しくは、細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第13章 雑則

(授業料の徴収方法)

- 第31条** 授業料については、新潟県病院局財務規定(昭和39年新潟県病院局管理規程第5号)第28条により発行する納入通知書により納めなければならない。
- 2 (略)

(細則)

- 第32条** この学則の施行について必要な事項は、校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

- この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 附 則 (昭和55年病管規程第12号)**
この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 附 則 (昭和58年病管規程第6号)**
この規程は、公示の日から施行する。
- 附 則 (平成2年病管規程第7号)**
この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成4年病管規程第16号)**
この規程は、平成4年10月18日から施行する。
- 附 則 (平成5年病管規程第7号)**
この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成6年病管規程第15号)**
この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の新潟県立中央病院附属看護専門学校学則第20条、新潟県立加茂病院附属看護専門学校学則第19条、新潟県立新

- するよう努めるとともに、疾病の早期発見のため年1回以上の健康診断を行うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、健康管理の実施について必要な事項は、学校長が別に定める。

第8章 賞罰

(賞罰)

- 第27条** 学校長は、教育上必要があると認めるときは、ほう賞することがある。
- 2 学校長は、この学則若しくは、細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第9章 雑則

(授業料の徴収方法)

- 第28条** 授業料については、新潟県病院局財務規定(昭和39年新潟県病院局管理規程第5号)第28条により発行する納入通知書により納めなければならない。
- 2 (略)

(細則)

- 第29条** この学則の施行について必要な事項は、学校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

- この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 附 則 (昭和55年病管規程第12号)**
この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 附 則 (昭和58年病管規程第6号)**
この規程は、公示の日から施行する。
- 附 則 (平成2年病管規程第7号)**
この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成4年病管規程第16号)**
この規程は、平成4年10月18日から施行する。
- 附 則 (平成5年病管規程第7号)**
この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成6年病管規程第15号)**
この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の新潟県立中央病院附属看護専門学校学則第20条、新潟県立加茂病院附属看護専門学校学則第19条、新潟県立新

発田病院附属看護専門学校学則第20条及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則第19条の規定は、平成7年度に入学しようとする者から適用する。

附 則（平成7年病管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成7年1月23日以後の終了者について適用する。

附 則（平成9年病管規程第9号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年病管規程第4号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び授業時間数、試験、卒業並びに進級または又は卒業の欠格条件については、改正後の第6条、第7条及び第9条から第11条までの規定に係わらず、従前の例による。

附 則（平成16年病管規程第5号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年病管規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年病管規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年病管規程第3号）

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成22年病管規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び授業時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第6条、第7条、第10条の規定に係わらず、従前の例による。

附 則（令和2年病管規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年病管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年病管規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日に在学する者に係る教育課程及び授業時間数については、改正後の第9条、第10条、第23条の規定に係わらず、従前の例による。

発田病院附属看護専門学校学則第20条及び新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則第19条の規定は、平成7年度に入学しようとする者から適用する。

附 則（平成7年病管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成7年1月23日以後の終了者について適用する。

附 則（平成9年病管規程第9号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年病管規程第4号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び授業時間数、試験、卒業並びに進級または又は卒業の欠格条件については、改正後の第6条、第7条及び第9条から第11条までの規定に係わらず、従前の例による。

附 則（平成16年病管規程第5号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年病管規程第12号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年病管規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年病管規程第3号）

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成22年病管規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年3月31日に在学する者に係る休業日、教育課程及び授業時間数、進級又は卒業の要件については、改正後の第6条、第7条、第10条の規定に係わらず、従前の例による。

附 則（令和2年病管規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年病管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

別表（第7条関係）

教育課程及び単位数			
教育内容	授業科目	単位	
基礎分野	科学的思考の基盤	論理的思考	1
		教育学	1
		情報システム論	1
	人間と生活・社会の理解	社会学	1
		心理学	1
		人間関係論	1

教育課程及び単位数と時間数				
領域	教育内容	授業科目	単位	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	論理的思考	1	15
		教育学	1	30
		情報システム論	1	30
	人間と生活・社会の理解	社会学	1	30
		心理学	1	30
		人間関係論	1	30

		生物と生命論	1			生物と生命論	1	30		
		英語	<u>1</u>			英語	<u>2</u>	45		
		保健体育	<u>1</u>			保健体育Ⅰ	1	30		
		小計	9			保健体育Ⅱ	1	15		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	<u>1</u>	小計		小計			11	285
		解剖生理学Ⅱ	<u>1</u>			人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	<u>2</u>	30	
		生化学	1			解剖生理学Ⅱ	<u>2</u>	30		
		栄養学	1			生化学	1	15		
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学Ⅰ	1	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学Ⅰ	1	30			
		病理学Ⅱ	1		病理学Ⅱ	1	30			
		微生物学	1		微生物学	1	30			
		薬理学	1		薬理学	1	15			
	健康支援と社会保障制度	保健医療論	2	健康支援と社会保障制度	臨床治療学	2	45			
		社会福祉論	1		保健医療論	2	30			
		法と看護	1		社会福祉論	1	30			
	小計			14	小計			16	315	
	専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	基礎看護学	看護学概論	1	30		
			看護過程	<u>1</u>		看護過程	<u>2</u>	45		
共通基本技術Ⅰ			<u>1</u>	共通基本技術		1	30			
共通基本技術Ⅱ			<u>1</u>	日常生活行動援助技術		2	60			
日常生活行動援助技術			2	診療・治療に伴う援助技術		<u>1</u>	45			
診療・治療に伴う援助技術			<u>2</u>	臨床看護総論		1	30			
臨床看護総論			1	臨床判断の基礎		<u>1</u>				
地域・在宅看護論		地域の人々と生活	1	臨地実習	基礎看護学実習	2	90			
		地域の保健医療福祉	1		小計			10	330	
		地域・在宅看護概論	1		成人看護学	成人看護学概論	1	30		
		地域・在宅看護活動論Ⅰ	1			成人看護学活動論Ⅰ	1	30		
		地域・在宅看護活動論Ⅱ	1			成人看護学活動論Ⅱ	1	30		
成人看護学		成人看護学概論	1	老年看護学	老年看護学概論	1	30			
		成人看護学活動論Ⅰ	1		老年看護学活動論Ⅰ	1	30			
		成人看護学活動論Ⅱ	1		老年看護学活動論Ⅱ	1	30			
老年看護学		老年看護学概論	1	小児看護学	小児看護学概論	1	30			
		老年看護学活動論Ⅰ	1		小児看護学活動論Ⅰ	1	30			
		老年看護学活動論Ⅱ	1		小児看護学活動論Ⅱ	1	30			
小児看護学		小児看護学概論	1	母性看護学	母性看護学概論	1	30			
		小児看護学活動論Ⅰ	1		母性看護学活動論Ⅰ	1	30			
		小児看護学活動論Ⅱ	1		母性看護学活動論Ⅱ	1	30			
母性看護学	母性看護学概論	1	精神看護学	精神看護学概論	1	30				
	母性看護学活動論Ⅰ	1		精神看護学活動論Ⅰ	1	30				
	母性看護学活動論Ⅱ	1								

精神看護学	精神看護学概論	1
	精神看護学活動論 I	1
	精神看護学活動論 II	1
看護の実践と統合	看護管理	1
	災害看護・国際看護	1
	看護研究 I	1
	看護研究 II	1
小計		34
臨地実習	基礎看護学実習	2
	地域・在宅看護論実習	2
	成人・老年看護学実習 I	2
	成人・老年看護学実習 II	2
	小児看護学実習	2
	母性看護学実習	2
	精神看護学実習	2
	統合実習	2
小計		16
総計		73

別記第1号様式 (第24条関係)

別記第3号様式 (第18条関係)

		精神看護学活動論 II	1	30
臨地実習		成人看護学実習	2	90
		老年看護学実習	2	90
		小児看護学実習	2	90
		母性看護学実習	2	90
		精神看護学実習	2	90
小計			25	900
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	1	30
		在宅看護活動論 I	1	30
		在宅看護活動論 II	1	30
	看護の統合と実践	看護管理	1	30
		災害看護	1	15
		看護研究 I	1	15
		看護研究 II	1	30
	臨地実習	在宅看護論実習	2	90
		統合実習	2	90
	小計			11
総計			73	2190

別記第1号様式 (第12条関係)

別記第3号様式 (第18条関係)